新 への対応



学校法人同志社総長 研究センター理事長

實

題について考えることにします。 浴びているゆえんです。そこで、今回は、 る人権、 権問題は、 いりました。 躍的な進歩によりまして、社会環境は大きく変わってま の人権といったように、 医 療や交通機関、 障害者の人権、 多様化、 加えて、 複雑化しつつあります。 コンピュータといった科学文明 国内外のグローバル化に伴い、 新しい 性同一性障害を含む性的少数者 人権問題が社会の注目を 新しい人権問 医療におけ の飛

前提にする必要があります。もちろん、 (以下「憲法」と略します) における人権規定を 人権問題に対応する場合、 何よりもまず、 人権の国際化は 日本

> 定をはっきりさせておかなければなりません。 しての憲法なのですから、 しかし、人権の保障として効力を持つのは、最高法規と 国際人権規約といった条約を踏まえることも大切です。 無視できないものがあり、 憲法自体が定めている人権規 世界人権宣言(1948) Þ

して、 憲法上認める考え方が大勢を占めるようになってきまし 近年では、憲法13条を根拠にして、新しい人権の存 の変革に伴い、新しい人権問題が生まれてくるに従 を検討する意味はないと考えたようです。 ていない基本的人権はあり得ないので、 であります。 上の明文の規定がない場合、どのように取扱えばよいか や医療における人権のように、その人権を保障する憲法 明文で詳細に規定されているのですが、 ば、法の下の平等を定める憲法14条のように、それぞれ ことができます。そして、それらの基本的人権は、 憲法が定めている人権規定を概観してみますと、 平等権、自由権、 裁判所や法学者は、当初、 参政権、 社会権の四つに分ける 新しい人権問題 憲法に規定され 問題は、 しかし、 環境権 大別 社会 在を

については、公共の福祉に反しない限り、 重される。 憲法13条をみますと、「すべて国民は、 生命、 自由及び幸福追求に対する国民の権利 個人とし 立法その他 て尊

た

玉 政 の上で、 最大の尊重を必要とする」と規定されてい

を犠牲にする全体主義を否定します。 方において、 の利益を図ろうとする利己主義に反対します。また、 この個人主義は、 にも勝って個人を大切にしようとする原理をいいます。 義とは、 原理を表明したものだとされています。そして、 個人として尊重される」という規定は、 人間社会における価値の根源は個人にあり、 国や社会のためといった全体のために個 一方において、他人を犠牲にして自分 個人主 個人主 義 他 何 人 0)

情」(カール・ヒルティ)だからであります。 最も熱心に追求して止まないものは、実にただ幸福の感 が意識に目覚めた最初の時からその終わりに至るまで、 あるいは勝手に反対することもできようが、 を求めて生きる」のでありますし、「哲学的見地からは、 根源的な欲求である幸福の追求を最大限尊重する必要が あります。「およそ生きとし生けるものは、すべて幸福 何にも勝って個人を大切にする」ためには、 しかし、 人間 0

原則 観点から、 特に人権については「幸福追求に対する国民の権利」 が生まれ、 の個人主義から、 様々な人権規定が設けられている次第です。 現在の日本国憲法が作られたのですが、 人権主義、民主主義、 平 和主義の 0

> 新しい人権問題が論じられるゆえんです。 うな場合、そのまま放置しておいてよいものでしょうか しかし、 利益を守ることができず、 社会の変革に伴って、 幸福追求に支障をきたすよ 既存の人権規定では個人

0

これまではっきりと人権とは認められていないものにつ にかなったものと思います。 など幅広い性的少数者への対応を打ち出したのは 認すべきだと思います。 して、司法のみならず立法、 求めて生きるのに相応しいものであれば、 の幅を広げて来ているようですが、一人ひとりが幸福を 最高裁判所は、プライバシーの権利を認めるなど、人権 障し、その侵害に対しては救済すべきだということです。 と考えられる利益は、 人権を正面から容認し、また、文部科学省が、 いても、人間が人間らしく生きて行くうえで必要不可 新しい人権問題を考えるうえで大切なのは、 幸福追求権に基づく人権として保 犯罪被害者等基本法で被害者 行政においても積極的 新しい人権と 憲法: 同性愛者 上で 時宜

ます。 インフレ化を招くことにならないかといった意見も 必要不可欠な利益」を基準としてよいか、 もっとも、 次回に、 先に示した「人間らしく生きて行くうえで 改めて考察することにします。 また、